

○宮崎大学基礎教育部規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日 平成26年2月6日
平成27年3月26日 平成28年3月25日
平成29年3月31日 令和3年3月25日
令和3年10月1日

(設置)

第1条 本学における基礎教育の実施及び運営を担う組織として、宮崎大学基礎教育部（以下「基礎教育部」という。）を置く。

(目的)

第2条 基礎教育部は、基礎教育の充実・改善を図り、適切な基礎教育を実施することを目的とする。

(任務)

第3条 基礎教育部は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 基礎教育の基本理念及び教育目標・計画等に関すること。
- (2) 基礎教育の教育課程の編成に関すること。
- (3) 基礎教育の質保証に関すること。
- (4) 基礎教育に係る予算、施設及び設備に関すること。
- (5) 基礎教育の授業科目担当者の選定に関すること。
- (6) その他基礎教育の実施に関して必要な事項。

(構成)

第4条 基礎教育部は、基礎教育科目を1科目以上担当した本学の専任教員及び当該年度に担当する専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、「大学教育入門セミナー」及び「専門教育入門セミナー」の責任者各学部2名並びに複数の教員が担当する各授業科目の責任者は基礎教育部の構成員となる。

(部長等)

第5条 基礎教育部に部長及び副部長1人を置き、部長にあつては副学長を、副部長にあつては本学の専任教授をそれぞれもって充てる。

- 2 部長は、学長が指名する。
- 3 副部長は、部長が構成員の中から指名する。
- 4 副部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 副部長に欠員が生じた場合の補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(基礎教育部委員会)

第6条 基礎教育部には基礎教育部委員会を置く。

2 基礎教育部委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(基礎教育分野別部会)

第7条 基礎教育部に、基礎教育科目の区分に基づき、次に掲げる基礎教育分野別部会（以下「分野別部会」という。）を置き、第4条に掲げる構成員及び構成員以外で基礎教育の担当科目を登録した者により組織する。

- (1) 大学教育入門・専門教育入門セミナー部会
- (2) 情報・数量スキル部会
- (3) 外国語部会
- (4) 保健体育部会
- (5) 環境・生命部会
- (6) 現代社会の課題部会
- (7) 学士力発展科目部会

2 分野別部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 基礎教育部の事務は、学生支援部基礎教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基礎教育部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日に現に部長である者の任期は、平成27年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。